

無線システム普及支援事業費等補助金
民放ラジオ難聴解消支援事業
執行マニュアル

(第2版)

平成27年1月
総務省
情報流通行政局
地上放送課

【目次】

I	総論	1
1	「民放ラジオ難聴解消支援事業」執行マニュアルの位置づけ	1
2	補助金の対象について	1
3	整備事業全体のフローチャート	2
4	整備しようとする中継局の開設目的と補助率の適用関係	2
5	その他	3
II	交付申請事務について	6
1	事業実施期間	6
2	交付対象経費	6
3	交付対象外の民放・NHK中継局と強健する場合の費用の切り分けの考え方	11
4	交付申請書の作成のポイントについて	11
III	契約について	16
1	契約準備行為について	16
2	契約について	16
IV	事業計画変更等について	17
1	事業計画変更等について	17
V	実績報告事務及び経理等について	18
1	実績報告書の作成とポイントについて	18
2	経理等について	21
3	繰越承認を受けた事業の年度終了実績報告書の提出について	22
VI	財産処分について	23
1	財産処分の種類について	23
2	財産処分の申請について	23
3	国庫納付額について	24
VII	書類の提出	26
VIII	Q & A	31
	別添	33

1 本マニュアルの位置付け

本マニュアルは、無線システム普及支援事業（民放ラジオ難聴解消支援事業）（以下「本事業」という。）の事務執行に当たり関係者が留意すべき点を取りまとめたものである。本事業の事務手続については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）及び無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年11月25日総情基第380号、最終改正平成26年6月10日総情上第93号）以下「交付要綱」）によるほか、このマニュアルに基づいて実施するものとする。

2 補助金の対象について

放送は国民生活に密着した情報提供手段であり、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」（第一情報提供者）として、今後もその社会的責務を果たしていくことが求められる一方、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等による難聴解消が急務である。

本事業は、こうした状況を踏まえてラジオ放送の難聴解消のための中継局整備を支援するものであり、補助の対象となる事業は次に掲げる事項のすべてに該当することが求められる。

（1）ラジオ放送を行う既設の地上基幹放送局（以下「補完対象局」という。）の放送区域において生じている難聴（注1）の解消を目的とするものであること。

<参考1 補完対象局の放送区域と整備中継局の放送区域>

（注1）「難聴」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

① 補完対象局の放送区域において、平成23年総務省告示第284号（中波放送を行う基幹放送局の地上波電界強度を定める件）又は平成23年総務省告示第285号（超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件）に規定する基幹放送局の電界強度を満たさない地点があること。

② 補完対象局の放送区域において、電気雑音の影響や外国波混信等によりラジオ放送の聴取が困難と判断される地点（平成23年総務省告示第279号（登録検査等事業者等規則第20条及び別表第7号第3の3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）第3項第3号の表3の項(3)の受信状況の評価が2以下である地点）があること。

（2）申請者の直近年度のラジオ放送事業に係る収支が赤字の場合であり、収支改善等の経営基盤強化に向けた取組みを行っている場合は、中継局の整備がこれらの取組みの障害にならないものであること（申請者が特定地上基幹放送事業者等である場合に限る。）。

（3）補完対象局の放送区域において、難聴が継続的かつ一定程度の連続性を持って地域的に存在することが客観的に確認できること。

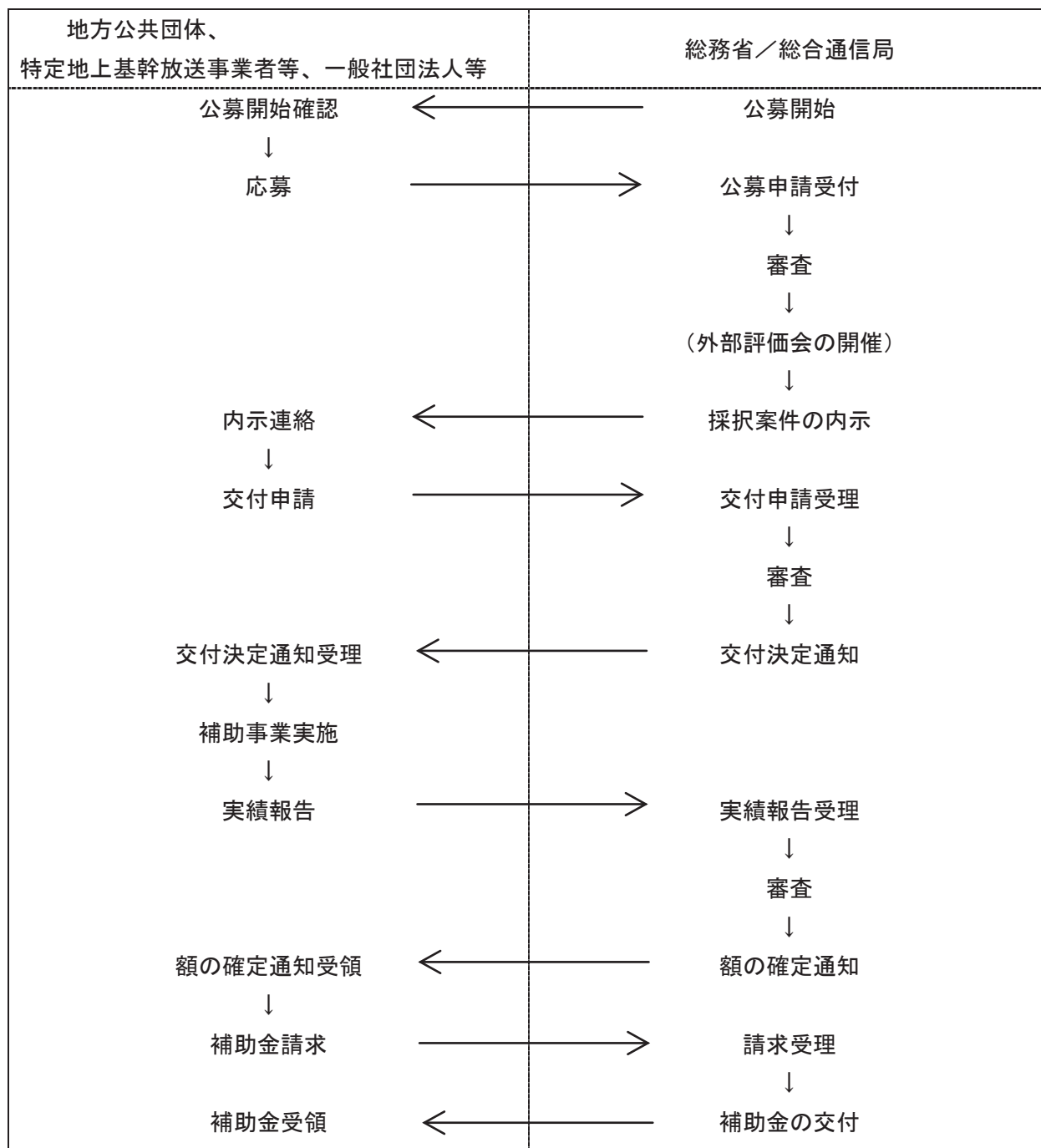
（4）整備しようとする中継局（以下「整備中継局」という。）の空中線電力が難聴解消のために必要最小（注2）のものであること。

（注2）「必要最小の空中線電力」とは、難聴が発生している地域において平成23年総務省告示第285号に規定する電界強度を確保するために必要最小のものをいう。

（5）整備中継局に係る無線設備等の共同設置を行うものであること（ただし、特段の事情により共

同設置が困難であると認められる場合はこの限りではない。)

3 整備事業の全体フローチャート



4 整備中継局の開設目的と補助率の適用関係

本事業による中継局整備事業は、①都市型難聴対策事業（補助率2分の1）、②外国波混信対策事業（補助率3分の2）及び③地理的・地形的難聴対策事業（補助率3分の2）であり、補助率が異なる他、本事業の対象外のものとして、災害対策を目的とするFM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の開設が認められている。

このため、整備中継局の開設目的と本事業の補助率の適用関係について、以下のとおり整理するこ

ととする。

- (1) 整備中継局の開設目的が都市型難聴対策及び外国波混信対策（又は地理的・地形的難聴対策）であり、都市型難聴と外国波混信（又は地理的・地形的難聴）の発生地域が異なる場合……補助率は2分の1
- (2) 整備中継局の開設目的が都市型難聴対策及び外国波混信対策（又は地理的・地形的難聴対策）であり、都市型難聴と外国波混信（又は地理的・地形的難聴）の発生地域が同じ場合……補助率は3分の2
- (3) 整備中継局の開設目的が難聴対策及び災害対策である場合
中継局の放送区域に難聴地域のみが含まれる場合……補助対象とする
中継局の放送区域に難聴地域以外の地域が含まれる場合…補助対象としない
<参考2 整備中継局の開設目的と補助率の適用関係>

5 その他

中継局の整備に当たっては、電波法、森林法、自然公園法、その他の法的対応が必要となる。円滑に事業を進める観点から、事業実施主体はこれらの手続の対応期間・処理期間を念頭において、前年度中から関係機関に相談していくこと。また、これらの手続に際しては事業の必要性に関する技術的裏付けが求められるため、地方公共団体等が事業主体となる場合は、相談の段階から関係する特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（以下「放送事業者」という。）が積極的に関与していくこと。

なお、補助金の効率的執行及び補助金関係事務の効率化の観点から、申請に当たっては、実施主体を連携主体とすることを強く推奨する。

【参考1】補完対象局の放送区域と整備中継局の放送区域

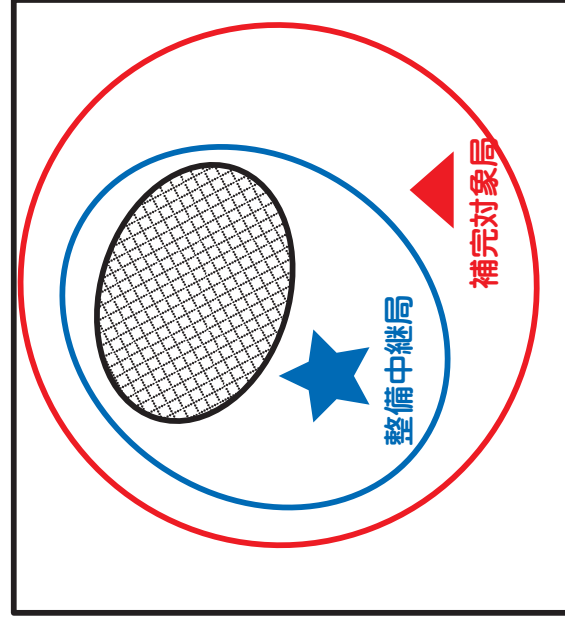
○「民放ラジオ難聴解消支援事業 執行マニュアル」

1 総論

2 補助の対象について

- (1) ラジオ放送を行う既設の地上基幹放送局(以下「補完対象局」という。)の放送区域において生じている難聴の解消を目的とするものであること。
- (2)～(5) (略)

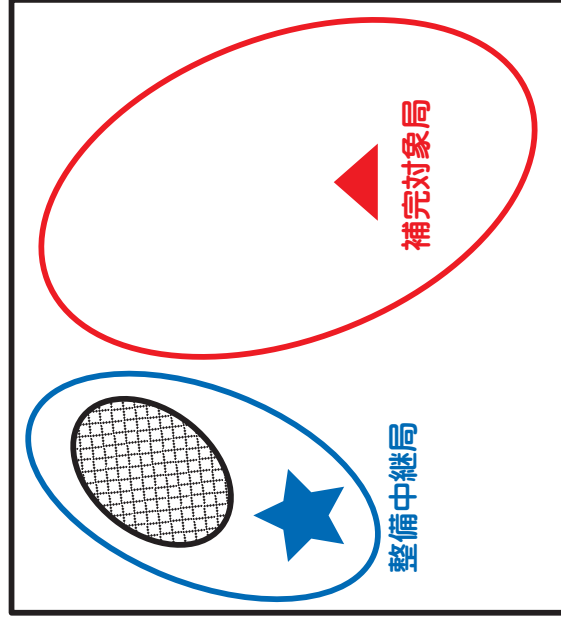
(1) 難聴地域が補完対象局の放送区域の内側にある場合



補助対象とする

補完対象局の放送区域

(2) 難聴地域が補完対象局の放送区域の外側にある場合



補助対象としない

整備中継局の放送区域

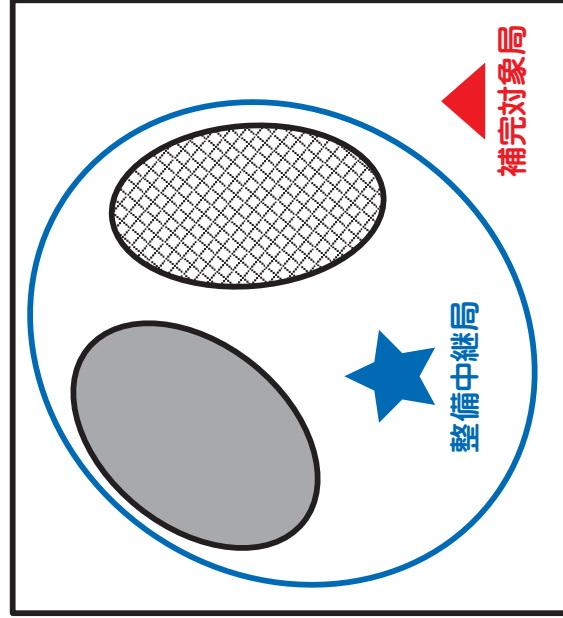
難聴エリア

【参考2】整備中継局の開設目的と補助率の適用関係

○「民放ラジオ難聴解消支援事業」の補助率

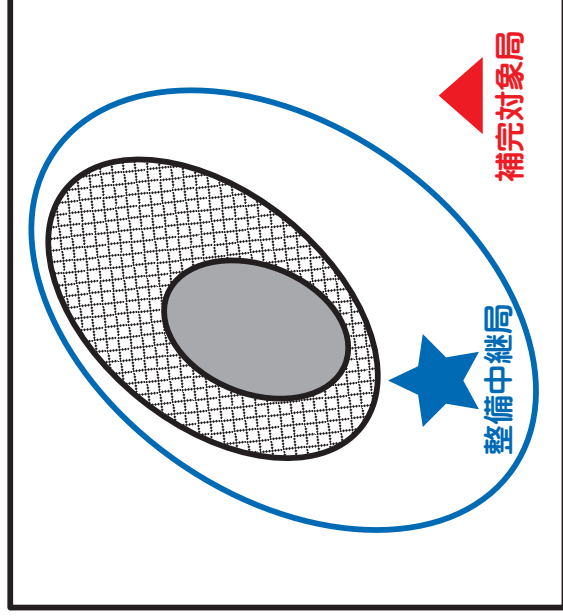
- (1) 都市型難聴 1 / 2
- (2) 地理的・地形的難聴 2 / 3
- (3) 外国波混信 2 / 3
- ※ 災害対策 補助対象外

(1) 整備中継局の開設目的が都市型難聴対策及び外国波混信対策（又は地理的・地形的難聴対策）であり、都市型難聴と外国波混信（又は地理的・地形的難聴）の発生地域が異なる場合



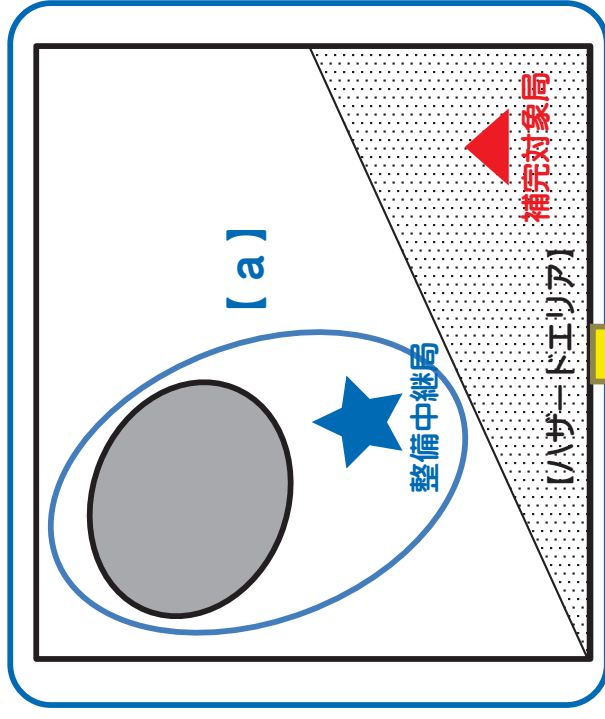
補助率は 1 / 2 とする

(2) 整備中継局の開設目的が都市型難聴対策及び外国波混信対策（又は地理的・地形的難聴対策）であり、都市型難聴と外国波混信（又は地理的・地形的難聴）の発生地域が同じ場合



補助率は 2 / 3 とする

(3) 整備中継局の開設目的が難聴対策及び災害対策である場合



- a 整備中継局の放送区域に難聴地域のみが含まれる場合
……補助対象とする
- b 整備中継局の放送区域に難聴地域以外の地域が含まれる場合
……補助対象としない

○ 整備中継局の放送区域

● 都市難聴(補助率 1 / 2)

⊗ 外国波混信(or 地理的・地形的難聴)(補助率 2 / 3)